主 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人佐伯千仭、同井戸田侃連名並びに被告人岩本康義本人 各作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点並びに被告人本人の控訴趣意について

弁護人の論旨は、原判決は証拠能力のない証拠を被告人に対する断罪の証拠とした違法があると主張し、原決は、「本件ストップもはのというをはない」としてない。計量法所定の許可を受けないません。計量法所定の許可を受けないません。というをであることは、当年をである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というでは、はこれをもつて、はこれをもつて、はこれをもつて、はこれをもつて、はこれをもつでない。というでは、はこれをもつでない。というでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものでは、はこれをものは、ない。というであるとして、ない。するには、そのな造行為自体が計量法に違い、ない。ない。ない。ないまない。ないまない。ないまない。ないまない。ないまない。ないまない。ないまない。ないまないまない。ないまない。ないまないまない。ないまないまない。ないまないまない。ないまないまない。というないまないまない。ないまないまないまないまないまないまないまない。というないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない。というないまないまない。とは、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのな造行為には、そのなきないまないまないまないまないまない。

(一) 本件ストップウオッチは、その改造行為自体が計量法に違反しているばかりでなく、右ストップウオッチ並びにこれを主体とする本件速度測定器は、同大八条により使用並びに使用のための所持をも禁止されている。(二)本件ストップウオッチの正確性には疑いがある。(三)計量法は、計量の基準を定め、適計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することを目としているのであって、制定して経済の発展及び文化の向上に寄与することを目としているのであって、同法が適正を保ち難いとして刑罰により禁止している手段によって製造された計量器を使用して収集した証拠によって処罰されるようであるとする本件速度測定器を使用して得た証拠には証拠能力がないといわざるを得ないのであって、原判決はとうてい破棄を免れないというのであり、被告人の右所論と趣旨を同じくするものである。

そこでまず、右認定のような本件測定器が計量法にいう計量器にあたるかどうかについて考えてみるのに、同法一二条は、同法所定の計量器を、計量をするための器具、機械又は装置であつて、同条一号ないし三八号に掲げるものだけに限定しているのであつて、本件測定器は、自動車の速度を測定することを目的とするのであるから、計量をするための器具、機械又は装置にあたることはいうまでもないが、

同条七号イないしトに掲げる速さ計にはあたらないし、また右測定器には同条三号 イに掲げる時間計にあたるストップウオッチが取りつけられており、それが速度測 定のための枢要部をなしているとはいえ、前記認定のような装置を有する測定器全 体から観察すれば、ストップウオッチはその一部分であるに過ぎず、右測定器を時 間計そのものと同一にみるわけにはいかないから、本件測定器は、同条が限定列挙 する計量器のいずれにもあたらないというべきである。これに反する見解には賛同 できない。

〈要旨〉結局、本件ストップウオッチはその改造行為に限り計量法に違反する点が あるのであるが、次に、かような〈/要旨〉ストップウオッチを主要部分とする本件速度測定器を使用して収集された証拠の証拠能力の有無について考える。前述のように、本件ストップウオッチの改造は、計量法一三条に違反し、右違反行為に対しては同法二三一条により処罰される筋合であるが、同法は、それ以上に、右の使用ませる。 でも禁止する規定を設けていないから、証拠収集のためこれを使用しても、計量法 に違反するものではない。しかし、それだからといつて同法に違反して改造された ストップウオッチを使用して証拠を収集することが刑事訴訟法上適法であると速断 することは正当ではない。何故なら、計量法が計量器の製造(改造を含む)事業を 通商産業大臣の許可にかからせたのは、同法の目的とする適正な計量の実施を確保するためであつて、右の許可を受けない無資格者が製造した計量器によつては適正 な計量を確保できないおそれがあり、かような計量器が本件のように犯罪捜査の証 拠収集のために使用されるときは、その収集手続の適正に影響するところがあると 考えられるのみならず、そもそも、刑事裁判において国民を処罰するに当つては、 その手続が正義と公平とにのつとつたものでなければならないのであつて、それを 犠牲にしても実体的真実を追求することが許されるものでないことは、 が刑事被告人に法の正当な手続による刑事裁判を保障し、刑事訴訟法が公共の福祉 の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ事案の真相を明らかにすることを 目的としていることに徴しても明らかである。従つて、国家は、官憲による不法不 正の侵害から保護せらるべき個人の利益と、犯罪の訴追に必要な証拠を確保すべき 国家の利益との均衡を図らなければならないのであつて、証拠の収集手続が憲法の 保障する手続の公正を阻害するとみられる程度の明白かつ重大な瑕疵を帯びる場 合、これによつて得られた証拠は、たとえそれが実体的真実に合致するという意味 において実質的な証拠価値があつても、その証拠能力を否定しなければならないか、その反面、瑕疵が形式的かつ微細であつて、証拠の収集手続が全体として公正を害すると認めるに足りない場合には、その結果を罪証に供しても違法ではないと 解すべきである。

これを本件についてみるに、原審証人a(第四回、第六回公判)、同h、同j、同k、同lの各供述並びに工業技術院計量研究所大阪支所長作成の試験成績書二通によると、前記のように、g株式会社からi株式会社製造のストップウオッチの改造を請け負つたhは、一〇年以上も前から時計の修理、販売を営む技術者であり、

g株式会社は、同人から一回転六〇秒計のストップウオッチを一回転一五秒計に改 造(右改造は、ヒゲぜんまいを短くし、テンプを軽くして、g株式会社において印 刷した一周一五秒の目盛を刻んだ文字盤を既存の文字盤の上に張りつけるという比 較的に簡易な作業である)したものを受け取つた後、右改造のストップウオッチの 正確性を担保するため、その全部について通商産業省工業技術院計量研究所大阪支 所に器差試験を依頼し、右試験の結果器差がない旨の試験成績書の交付を受け、 該ストップウオッチを取りつけた速度測定器に右試験成績書を添えて警察官署に納 入していたこと、現に本件の検挙に使用された兵庫県明石警察署保管の速度測定器 に取りつけてある二個のストップウオッチについても、昭和三八年七月五日 g 株式 会社の依頼に基づき、前記大阪支所が器差試験を実施し、いずれも器差〇、〇秒で ある試験成績を得、同月一七日同支所からその旨記載がある試験成績書が発行され ていること並びに工業技術院計量研究所が行なう依頼試験は、昭和二四年一〇月一 五日通商産業省令第五四号工業技術院依頼試験、分析等及び設備の使用規則に基づ き、一般の依頼に応じて実施する信頼のできる試験制度であることが認められる。 右のように、本件ストップウオッチの改造は、多年時計修理にたずさわり専門の知識と技能とを有するとみられる時計の修理、販売業者がしたものであつて、しかも その改造には複雑な作業工程を要するものではないうえ、改造後信頼できる機関の 器差試験を受け、器差のないことが証明されているものであるから、右改造につき 計量法所定の許可を得る手続がされていないとはいえ、本件ストップウオッチの使 用が計量法の目的とする適正な計量の実施を妨げるおそれがあつたものとは考えら れない。要するに、本件においては、証拠の収集方法自体に違法があるのではなく、正規の許可を受けない業者の改造したストップウオッチを部品とする速度測定器を使用して証拠を収集したというだけのものであつて、そのストップウオッチは、使用制限に該当せず、かつ、器差のないことが保証されているものであるかませる。またので、 ら、手続の正義公平を阻害すると認めるほどに重大な瑕疵があるとは認められな い。従つて、右の速度測定器によつて測定した結果を記載した速度測定カード及び 犯罪事実現認報告書並びにその結果を内容とする証言を証拠に採用した原判決には 所論のような違法はなく、論旨は理由がない。 弁護人らの控訴趣意第二点について

論旨は、原判決は証明力のない証拠のみに基づいて被告人に対し有罪判決を下し た違法があると主張し、被告人が七六キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を 運転したという原判決認定事実に対する証拠としては、本件速度測定器による測定 結果以外には存しないのであるが、右測定器の主要部分をなすストップウオッチ は、時速を測定する時計としてはとうてい合理的な疑をいれない程度にまで高度の 信用性をおくことができないものであり、この結果を唯一の証拠として被告人に対

し有罪判決をした原判決の誤りは明白であり、破棄を免れないというのである。 しかし、本件ストップウオッチが、昭和三八年七月工業技術院計量研究所大阪支 所の実施した器差試験の結果、器差〇、〇秒の試験成績を得たものであることは、 前記認定のとおりであるから、右改造当時本件ストップウオッチが正確であつたこ とについては疑いをいれない。そして、原審証人m、同n(第九回、第一二回各公 判)並びに原審及び当審証人のの各供述によると、兵庫県警察本部交通指導課交通取締係長警部補のは、本件被告事件が原裁判所に係属中、本件ストップウオッチの 改造が計量法に抵触することを知つたので、製造許可を受けた正規の業者にその改造をやりなおさせるため、昭和三九年九月八日ころ、g株式会社に明石警察署から 本件速度測定器を回収させ、同会社はあらためて有限会社ρに本件ストップウオッ チの改造を依頼したが、pにおいて右ストップウオッチを検査したところ、 なく正確であつたので、内部機構に手を加えることなく、文字盤にpの記号を表記 しただけでg株式会社に返却したことが認められるのであるから、これよりさき、 被告人が検挙された昭和三九年一月八日当時においても、本件ストップウオッチは 正確であつたものと考えられる。もつとも昭和三九年八月一四日付通商産業省重工業局計量課長の兵庫県商工労働部計量課長に対する「g式速度測定器と称するもの の取扱いについて」と題する回答書には「なお、このような改造は、ストップウオ ッチの精度、耐久性に悪影響を及ぼすようである」旨の記載があり、同年一〇月二九日付同省計量課長の原裁判所に対する「g式速度測定器に関する兵庫県計量課長 あての回答文について」と題する回答書には、「精度、耐久性の点は、六〇秒用の ヒゲぜんまいを短くすれば一応一五秒用のものとはなるが、当初の設計上考慮され ていないことなので、精度の点で問題があり、また歯車等は当初の設計の四倍の速 さで回転することになるので、軸受の磨耗その他により耐久性が低下することが考 えられる。」旨の記載があることは所論指摘のとおりであるが、後者の回答書が言及しているように、右の判断は一般論としての推測を出ないものということができるから、これをもつて前記認定を左右することはできない。以上のとおりであるから、この点の論旨も理由がない。

よつて、刑事訴訟法三九六条、一八一条一項を適用して、主文のとおり判決す る。 (裁判長裁判官 山崎薫 裁判官 竹沢喜代治 裁判官 浅野芳朗)